

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題4	補装具費支給制度における姿勢保持に関連する補装具の機能に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	車椅子や電動車椅子、座位保持装置といった姿勢保持に関連する補装具について、多様化するニーズ等への対応を検討するため、補装具費支給制度における現状の種目構造等の分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	車椅子や座位保持装置等の姿勢保持に関連する補装具においては、機能・役割が重複したものが多く存在している。そのため、分類の見直しや今後の支給のあり方の検討に向けて実態調査を行う必要がある。また、併せて車椅子、電動車椅子に用いる部品等についても調査を行う。
想定される事業の手法・内容	自治体やメーカーへの調査やヒアリングにより情報を収集・整理し、専門家によるワーキンググループを開催して、今後の施策の方向性についての意見をとりまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	実態に即した補装具費支給制度における種目、型式の見直しに活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（3510）、社会参加活動支援係 内線（3071）

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 16	障害福祉サービスにおける介護職員による喀痰吸引等の実施状況及び医療的ケアのニーズに関する実態調査
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者における介護職員（介護福祉士又は認定特定行為業務従事者）の医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養）の実施状況等を把握するとともに、利用者、訪問サービス事業所及び障害者支援施設等並びに当該施設・事業所に勤務する介護職員の喀痰吸引及び経管栄養以外も含めた医療的ケアニーズ等を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引等を実施することができるようになり、令和3年に10年目を迎える。</p> <p>この間、喀痰吸引等研修の実施状況を中心に実態調査を実施してきたが、訪問サービス事業所や障害者支援施設等が医療的ケアを実施する際の具体的な対応状況については、明らかになっていない。また、利用者、訪問サービス事業所及び障害者支援施設等並びに当該施設・事業所に勤務する介護職員の喀痰吸引及び経管栄養以外も医療的ケアニーズ、医療的ケアを実施するに当たって抱えている課題等については、十分な調査が行われていない。</p> <p>そのため、利用者、施設・事業所、職員それぞれの認識を整理しつつ、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者における介護職員による医療的ケアの提供状況の実態を明らかにする。</p>
想定される事業の手法・内容	訪問サービスや障害者支援施設等の事業者や医療関係者等を構成員とするWGを設置し、調査票の設計や調査結果の集計、分析、検証を行う。その際、併せてヒアリング調査等により、現場の実態を詳細に把握することも検討する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	利用者に対する登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者における介護職員による適切な医療的ケアの提供を行うための検討に活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係（3092）、福祉サービス係（3091） 障害福祉課障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児支援専門官（3101）

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 33	新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスとその影響に関する調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	新型コロナウイルス感染症に関連したメンタルヘルスとその影響に関する調査・分析を行い、国民の心理面への影響を把握するとともに、調査結果を踏まえた対応案を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、感染拡大防止を目的とした外出自粛要請等により、感染に対する不安や行動変容に伴うストレスなど、国民の心理面に多大な影響が生じている可能性があるため、こうした心理面への影響を把握することを目的に、昨年度に国民を対象に実態調査を行ったところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に起因する心のケアに関する相談は、精神保健福祉センター等で対応しているところであるが、感染ははまだ収束の見通しが立たず、感染が長期間続いている中で、国民に対する心のケアは依然として重要となっている。</p> <p>昨年度実施した実態調査のフォローアップとして、同様の調査を行い、国民の心理面の経年変化とその影響を分析し、その結果を、精神保健福祉センター等での相談対応等に活用していくことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【方法】 国民を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施する。</p> <p>【調査内容】 時期別に不安やストレスに感じたこととその影響（就労状況、医療・介護・福祉サービスの利用など）等を尋ねるアンケート調査を行い、回答の集計及び分析を行うとともに、昨年度実施した調査結果との経年変化を分析する。分析結果を踏まえ、精神保健福祉センター等の相談対応等に係る要領・留意事項（令和3年度作成）の改訂を行うとともに、国民向けのリーフレットを作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター等が相談対応に当たる際に、本調査で改訂を行う要領や留意事項等を活用してもらう。 ・調査結果の分析を踏まえた国民向けリーフレットを作成し、セルフケア方法や相談窓口の周知などの普及啓発に活用する。
担当課室/担当者	精神・障害保健課課長補佐（4260）

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 38	公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査
補助基準額	550万円を上限とする。
事業概要	養成大学・大学院における実習等の養成の実態及び課題を把握するための調査及び福祉、教育、産業・労働、司法・犯罪分野等の実習及び求められる公認心理師の技能等の調査を実施する。また、各分野における実習事例の収集を実施する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成29年に施行された公認心理師法において、公認心理師は様々な分野で広く国民の心の健康の保持増進に寄与することが求められている。</p> <p>公認心理師の資質を確保し、心理に関する支援を要する者等に対して適切な心理支援が行われるためには、養成段階の実習制度の整備が重要だが、医療分野の実習に関する調査では、実習内容のばらつきや標準化の必要性が指摘されている（令和元年度障害者総合福祉推進事業）。</p> <p>また、公認心理師法施行規則第3条では、実習指導を担う実習演習担当教員及び実習指導者になるためには、養成のための講習会の修了が必要とされている。</p> <p>一方で、実習の内容については、医療分野を除き、具体的な実習場面や支援内容、時間、求められる技能、課題等は明らかでない。</p> <p>本事業では、各分野について、具体的な実習の内容等の把握、整理を行い、実習事例等を提示する。これにより、様々な分野で要支援者に質の高い支援が提供できるよう、公認心理師の養成及び講習会の内容の検討に資する資料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成大学、大学院等に対して、養成の実態に関するアンケート調査等を実施し、結果を集計、分析する。 ・福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の実習施設を対象として、当該施設の実習指導者に対するアンケート調査、医療分野を含む各分野を対象とした事例集作成等のためのヒアリングによる調査を行い、結果を収集、分析する。 ・有識者等による検討会議を設置する（質問項目の作成、調査結果の分析、考察等）。 ・上記及び令和元年度調査を踏まえ、実習の実態、各分野で活動する公認心理師に求められる知識や技術、実習事例等を含む報告書をまとめる。 ・実習の質を向上させるために、成果物の普及を図る。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野において適切な心理支援を提供できる公認心理師を養成するための資料とする。 ・実習演習担当教員及び実習指導者の講習会の内容を検討するための資料とする。 ・実習に関する将来的な制度の見直しに資する資料とする。
担当課室/担当者	精神・障害保健課公認心理師制度推進室 公認心理師制度専門官（3047）

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 40	障害福祉サービス等障害保健福祉分野における予算・制度の国際比較に関する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	日本と諸外国の障害保健福祉分野における制度・予算を比較するための調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害者総合支援法施行後3年見直しの議論を社会保障審議会障害者部会において実施しているところ、諸外国と日本の障害福祉サービス・予算の在り方を比較・分析することで、検討の方向性に係る議論に資するよう、調査を実施するもの。
想定される事業の手法・内容	以下の調査対象国等を中心に、各国の障害保健福祉分野における制度概要及び予算等について調査する。また、日本との制度比較を行い、共通点・相違点について分析する。 基本的な調査手法としては、検討会等を開催するのではなく、文献調査を想定している。 調査対象国：フランス、イギリス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ（、アジア圏） 調査項目：障害認定や就労アセスメントの方法、障害児のサービス、支援制度にかかる費用の構造（自己負担割合）等
求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査分析結果を踏まえ、障害保健福祉分野における制度・予算の在り方について議論し、今度の施策・制度見直しに反映させる。
担当課室/担当者	企画課課長補佐（3001）

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 41	いわゆる「眼球使用困難症」により日常生活に困難を来している方々の支援策等に関する調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	いわゆる「眼球使用困難症」の症状を有する方々に関して、前年度の推進事業で今後の課題とされた項目について深掘りし、更に検討、対応をおこなっていく。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和2年度障害者総合福祉推進事業「羞明等の症状により日常生活に困難を来している方々に対する調査研究」において、浮かび上がった今後の課題として</p> <ul style="list-style-type: none"> ①病態の解明、客観的評価基準の開発 ②医療関係者、一般市民への社会的認知の拡大 ③社会的支援策の検討 ④いわゆる「眼球使用困難症」の情報の整理 <p>等が挙げられた。これらの課題を解決、深掘りして検討してくための調査等を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○羞明等の症状に関する周知として、 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の方に向けたリーフレットの作成 ・医師に向けたリーフレットの作成 ・シンポジウム（オンライン）の開催 ○眼瞼痙攣の重症度に係る検討 座長との検討、令和2年度の調査データの整理など ○羞明等の症状のある方々に対する支援策に関するアンケート調査の実施 ○ワーキンググループの開催
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ○成果物は、いわゆる「眼球使用困難症」を有する方々の支援策を検討する際の基礎資料とする。 ○成果物のリーフレット、シンポジウムの動画は、いわゆる「眼球使用困難症」に関する周知のため、支援者団体、眼科関連の学会、病院等のHP等に掲載し、社会的認知の拡大に活用していく。
担当課室/担当者	企画課課長補佐（3019）

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 42	自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）マニュアル作成支援のための研修教材等の制作に関する研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）マニュアル作成支援のための研修教材等の制作を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉サービスは、障害のある方、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、災害時等の制限下であっても、継続的なサービスの提供が求められている。</p> <p>令和3年3月には「障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）の策定に係るガイドライン（以下、「ガイドライン」）」を作成しており、令和3年4月からは、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付けしている。</p> <p>こうした点を踏まえ、業務継続に向けた計画等の策定のための付属教材及び研修プログラムの作成を行い、障害福祉事業所等が災害時においても継続したサービス提供を行うことができるよう支援する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）の策定に係るガイドライン」を踏まえた、付属教材及び研修プログラムの開発 ・動画配信による研修実施を可能とするための講義映像の収録、アンケートの実施など
求める成果物の活用方法（施策への反映）	令和3年4月からは、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付けたことから、障害福祉サービス事業者等が業務継続に向けた計画を作成する際、円滑な計画作成に資するための教材として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課障害福祉専門官（3149）

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 43	就労継続支援A型事業における就労継続及び一般就労への移行支援の実態把握に関する調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	就労継続支援A型事業所における、利用者の就労継続及び一般就労への移行に向けた支援について、どのような支援がなされているか実態を把握することで、今後の就労継続支援A型事業所のあり方を検討する上での材料とする。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会及び障害者の就労支援体系の在り方に関するワーキンググループにおいて、就労継続支援A型事業所が地域に果たしている役割について整理が必要であり、その検討に当たっては、具体的にどのような支援がなされているか整理が必要との指摘がなされている。</p> <p>一方で、これまでの就労継続支援A型事業所に係る調査研究等では、賃金向上や会計処理等に関する切り口が中心となっており、現状では就労継続支援A型事業所の具体的な支援内容をはじめとした実態は、十分には把握されていない。</p> <p>そのため、今後の就労継続支援A型事業のあり方を検討する上での基礎資料として、実態把握を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援A型事業所を対象に、各事業所で実施している就労継続及び就労移行に向けた支援内容の実態や各事業所を利用している対象者像の実態についてアンケート調査を実施する。 ・ アンケート調査の結果をもとに、分析を行うと共に、事業所へのヒアリング調査を行い、質的な分析を併せて行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	就労継続支援A型事業のあり方を検討する上での根拠資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課就労支援専門官（3018）

**令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 44	障害支援区分の認定状況に関する調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定の有効期間（3年）について、申請者の必要とされる支援の度合いに変化が少ない場合の延長の可否等について検討するにあたり、必要な資料を得るための調査研究を実施する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法（第21条第1項）に基づく障害支援区分の認定の有効期間は「3年を基本とする」とされているが、区分6の場合は必要とされる支援の度合いが変化しない割合が高く、一方で認定手続きに必要な調査や医療機関受診の対応に負担が大きいため、この場合の更新の認定の有効期間については、延長または市町村審査会の判断に委ねる方法へ見直すよう、地方分権改革に関する自治体からの提案があった。</p> <p>この見直しについて検討するにあたり、障害支援区分の認定を受けから一定期間経過後に区分が変化する割合について、全国の認定状況を把握・分析する必要があることから、本調査研究を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>過去の障害支援区分認定データについて、全国の市町村から抽出して収集し、障害支援区分の認定を受けから一定期間経過後に区分が変化する割合を把握・分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起点の区分から更新後の区分の推移（3時点間）を分析する。 ・ データ件数は起点の区分ごとに各1,000件以上、合計6,000件以上とする。 ・ 分析対象者が含まれる自治体は地域・規模のバランスを考慮して抽出する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害支援区分の認定の有効期間（3年）について、申請者の必要とされる支援の度合いに変化が少ない場合の延長の可否等についての検討するための基礎資料とする。
担当課室/担当者	精神・障害保健課課長補佐（3026）

令和3年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 45	行動制限最小化委員会の実態に関する研究
補助基準額	650万円を上限とする。
事業概要	精神科医療機関における行動制限最小化委員会の実態を把握し、行動制限の更なる最小化を図る。
指定課題を設定する背景・目的	<p>医療保護入院等診療料を算定する病院は、隔離等の行動制限を最小化するための委員会において、入院医療について定期的（少なくとも月1回）な評価を行うことが求められる。しかし、同委員会の活動状況に関する調査が不足している。</p> <p>このため、本委員会のための実態把握を行うとともに成果物の収集・公表を行うことで、行動制限の最小化を推進することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>精神科医療機関における行動制限最小化委員会の活動内容に関するアンケート調査を実施し、活動実態、職種、対応内容等に関する調査を行う。併せて、行動制限最小化委員会による活動の好事例を収集する。</p> <p>以上の調査結果より、行動制限最小化委員会の活動に資するマニュアルを作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>行動制限最小化委員会に関するマニュアルが成果物となる。作成されたマニュアルに基づく効果的な委員会活動を実施することにより、行動制限の更なる最小化を図る。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課精神医療専門官（3103）